

令和2年6月18日

生徒・保護者様

海星中学校・高等学校

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準等について

梅雨に入り、熱中症に対する対応が必要な季節となりました。そのような中、新型コロナウイルス感染症に対しても、身体的距離の確保、マスク着用、手洗い・消毒など新しい生活様式を実践していかなければなりません。本校では、5月末の分散登校開始から、6月1日よりの短縮時程による7限授業を経て、6月15日からの平常時間割での授業開始と段階を追って進めてまいりました。今後も毎朝の検温など健康観察を継続しながら、授業を平常の形で続けていきたいと考えております。

厚労省の新型コロナウイルス感染症についての相談の目安も当初とは変わっている中、今後の新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準に関してお示しさせていただきます。生徒様の体調不良等により下記出席停止の基準に該当すると保護者様が判断される場合は、学校への欠席連絡時に保護者様からその旨、お申し出いただき、別紙「新型コロナウイルス感染症にかかわる出席停止についての申告書」のご提出をもって、出席停止の措置をとらせていただきます。この手順による出席停止の扱につきましては6月22日(月)からとさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。なお、その他の学校感染症にかかる出席停止につきましては、これまでと同様の流れとなりますので、対象となる感染症に罹患した場合は速やかにご連絡の上、診断書等の提出により出席停止の扱いとなります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、常に状況が変化しているため、今後も状況に応じて変更がある場合はあらためてご連絡をさせていただきます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準について
 - ・医療機関において新型コロナウイルス感染症と診断された
 - ・新型コロナウイルス感染症患者と接触等があり、保健所等に医療機関の受診や自宅等での待機をもとめられた
 - ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある
 - ・発熱等の風邪の症状がある
 - ・その他新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある
2. 厚労省の帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安について（参考）
少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに相談
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸疾患などの基礎疾患がある方や人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方）
 - ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

以上